

綾川町障害者活躍推進計画

機関名	綾川町及び綾川町教育委員会
任命権者	綾川町長及び綾川町教育長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
綾川町における障害者雇用に関する課題	綾川町及び綾川町教育委員会においては、一体の雇用管理を行っており令和6年6月1日現在2.84%であり、法定雇用率は達成している。 毎年、障害者に限定した、募集・採用を行っているところであるが、申込者数が少ない状況である。 現在の雇用人数も少数であるため、相談などは個別に対応しており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかったが、障害者である職員の活躍のためには更なる体制整備や各種取組みが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	町長部局及び教育委員会部局で合算して各年6月1日の法定雇用率を達成したうえで、在籍する障害者数が前年度を下回らない。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。（両部局にて連携して実施） （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課人事担当職員が担当し、必要に応じて保健師、産業医とも連携を図るとともに、香川労働局等の関係機関とも連携を図る。 ○障害者職業生活相談員の選任については、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、複数人体制とする。 ※町長部局にて実施
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により、従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ※各部局にて現状把握を行い、連携して実施
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	（1）職務環境（各部局にて状況把握を行い相談・連携して実施） ○新規に採用した障害者について面談等を行い、障害の状態を把握する。 ○相談窓口への相談のほか、所属長による人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 （2）募集・採用（町長部局にて一括して実施）

	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機構に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 <p>○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、障害特性等についての情報を共有し、適切な支援を講じる。</p>
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>